

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第17回)	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年8月20日(月曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 10 分
出席委員	藤本 田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤 議長		
事務局	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長あいさつ

2 検討結果の確認について

前回検討項目の結果確認

3 検討項目の協議について

[D - 4、会議に持ち込むPC等のネット接続]

<事務局>

資料説明

<藤本委員長>

意見はあるか。

<酒井委員>

案に示された申合せ内容で十分と考える。

<藤本委員長>

懲罰等の規定はどうか。

<酒井委員>

懲罰とはどのような意味か。

<藤本委員長>

持ち込みに係るルール、原則である。申し合わせ案に2点示された内容で足りると考えていると理解した。西口委員の意見はどうか。

<西口委員>

申し合わせ案として示された2点は十分確認が必要。全国の状況をみると本会議へのPCの持ち込み例は少ない。まずは委員会からとし段階的に実施を。となりでキーボードを操作されると集中が削がれる。本会議は議論の場であり現段階ではふさわしくない。

<吉田委員>

PCの持ち込み自体は許されている。議題はモバイル端末及びネット接続についてである。持ち込まれているPCについて会議を阻害しているとの指摘は現時点

ではない。申し合わせ案として示された2項目の確認で足る。本会議場のネット環境はどうか。

< 藤本委員長 >

本会議場でのネット環境はどうか。

< 事務局長 >

モバイルルータによるPC接続等は可能であるとする。

< 馬場委員 >

個人的には必要はないと考える。しかし、申し合わせ案として示された2項目を十分確認し実施することは可能。その際、濫用防止、懲罰の可能性も十分認識することが必要。

< 眞継委員 >

議員が持ち込む機器の使用については最終的に議員個人の良識の問題となろう。傍聴者への対応はどうか。

< 藤本委員長 >

議員が持ち込むものについて議論している。

< 眞継委員 >

傍聴者も同時に可とすべきとする議論が起こるのではないか。

< 吉田委員 >

傍聴は傍聴規則によって規定されている。会議を有効に機能させる方法としてネット接続を議論しており、傍聴者は会議に参加して議論するわけではないので別に考えるべき。

< 眞継委員 >

傍聴者については理解できた。

外部発信の制限についてSNS等の利用を想定しているとする。メールならば会議に関係ない個人的な利用も可能であり、外形的に不適切な使用をしたと証明しようがないがその点はどうか。

< 藤本委員長 >

利用者自身しか知りようがないことであり、外部から確認することは不可能。個人のモラルである。

< 吉田委員 >

外部発信より使用目的が不適切であることが問題。将来的には議会のICT化として利用方法を拡大することも考えられる。外部に発信することを一律に禁止するのではなく、会議に必要な目的で利用するという点を重視して整理すべき。

< 眞継委員 >

ビジネスの場にPCが導入された場面及びペーパーレス化を目的に会議にPCが導入された場面を経験した。いずれもPCにより集中が妨げられる事態が生じた。他人の発言を聞かないことや、会議に関係ない情報の閲覧などである。結局PCを利用しない時間を作ることを長が命じた。そのような事態に陥らないように利用者には高いモラルが求められる。運用面では十分注意されたい。

< 藤本委員長 >

案に示された2項目を踏まえ会議に持ち込むPC等のネット接続は許可する。機器は個人で対応する。不適切な使用は議長、委員長によって整理する。以上確認して議会運営委員会において決定することを求める。

< 酒井委員 >

ネット接続は本会議場も可能か。また、どのような形態のモバイル端末まで許可

されるのか。

< 藤本委員長 >

本会議を含む。「モバイル端末」とは何か。

< 酒井委員 >

いわゆるタブレット端末やスマートフォンの持ち込みはどうか。

< 藤本委員長 >

許可される。

< 西口委員 >

段階的に実施すべきと主張している。このことの結論が出ていない。

< 藤本委員長 >

PC等の持ち込みは本会議も許可されている。ネット接続についてはどうか。

< 西口委員 >

それを今議論している。

< 藤本委員長 >

意見はあるか。

< 酒井委員 >

本会議について他市の例は少ないが委員会も同様に例は少ない。様子を見るの意味は他市の例が増えるのを待つことか。現時点で本市において本会議にも導入し、本市での様子を見ることでいいのではないか。また、操作音の懸念であるがタッチパネル式であればほとんど音は生じないので、禁止する理由にはならないと考える。

< 吉田委員 >

資料はPCの持ち込みに関するものでネット接続の直接の資料ではない。他市の例はこの際関係なく本委員会としてどのように考えるかである。前回までの議論では概ね委員会は許可すべきという雰囲気であった。湊議員は本会議を想定していなかったが、本会議も求める意見が出た。段階的との主張がわからないわけではない。しかし、本会議を禁止する理由が明確でないので禁止する必要はない。

< 西口委員 >

提案者の意向は委員会のみでありそれを尊重してはどうか。本委員会で飛躍した結論は可能であろうが、提案者の意向を重視している。

< 馬場委員 >

新たな取り組みである。まずは委員会で導入し一定期間検証すべき。そもそも議会は相互議論での運営が前提である。機器が議論に資することが確かめられれば拡大の検討を。PCが会議に悪影響を及ぼした例を聞いたことがある。段階を踏んで実施すべき。

< 酒井委員 >

本委員会での議論は提案者の意見の範囲内に収めなくてはならないものではない。提案内容を出発点として議論を進めていけばいいのであり、本会議を除外する理由とはならない。委員会のみとして様子を見なければならぬ必要性が理解できない。検証のための一定期間とはどの程度の期間を想定しているのか。

< 馬場委員 >

必要な期間は議論により決定されること。危惧するのは一般質問時に集中せず他の事をできる環境となってしまうこと。議論により運営される議会において機器を使用する必要性は個人的に感じていない。全ての場面で認めてしまうことに疑問を持っている。

< 藤本委員長 >

本会議での取り扱いはどうするか。

< 吉田委員 >

委員会での試行という意味で段階的との主張は理解できないことはない。しかし、検証をするならば、本会議も認め委員会の状況と合わせて同時に検証すればいいのではないか。本会議で使用して問題が生じる場面が想像できない。むしろ理事者が本会議場で有効に使用できるとも思える。

< 堤委員 >

試行的に委員会で実施すべき。

< 酒井委員 >

段階的に導入しなくてはならない理由がよくわからない。また、提案者の意向を満たすために委員会で検討しているわけではない。当初の提案内容を超えて検討することはあり得ること。

< 堤委員 >

提案者の意向を受け、改革の一環として委員会で試行し効果が認められれば本会議へも拡大すべき。

< 吉田委員 >

委員会への導入は合意できている。本会議について可否の採決を。検証するならば本会議も認めそのうえで検証すればいいと考えるが。本会議を認めないとする委員は検証の方法等を合理的に説明されたい。

< 藤本委員長 >

採決を求める意見があるが。

< 眞継委員 >

提案の趣旨は議論の効率化と深化に資することを目的としている。その場のやり取りで議論が進んでいく場を想定している。本会議場では発言の機会が限られているとともに、発言中の者は機器を操作して調査する余裕はないはず。つまり、必要がないのではないか。

< 田中副委員長 >

本会議での発言の機会、一般質問及び動議等に係るもののみであろう。本会議において会議に必要とする内容を調査するために、ネット接続する必要が生じることは少ないのではないか。本会議は接続しないとした方が望ましいと考える。本会議ではネット接続で得た情報をその会議で活用する機会がないのではないか。

< 吉田委員 >

本会議では必要とされる場面がないので禁止すべきという副委員長の論理は分かりやすく、主張としては理解できる。段階的に実施、検証して本会議に導入と主張される委員はどのような検証内容を想定しているのか。

また、本会議での利用方法は、一般質問等での質問者のフォローなどが想定できる。しかし、それらも必要ないならば禁止すればよい。段階的との主張の根拠にはならない。

< 中村委員 >

採決を求める。

< 藤本委員長 >

他に意見はないか。

< 吉田委員 >

段階的な実施を主張された委員の意見は。検証の内容はなにか。

<馬場委員>

言論の府として足り得る委員会であるかを検証する。ネット接続された機器を持ち込んだ状態で言論することはできるのか。通勤電車を例にすると、昔はみんながワイワイガヤガヤ話をしていた。しかし、今はネット閲覧により話をする者が見当たらない。そのような議会になるおそれがある。

<藤本委員長>

本会議を除く会議へ持ち込むPC等のネット接続を認めることとする。

<酒井委員>

本会議を禁止する理由は、会議の目的に合致した形で使用する機会がないとのことである。必要と感じる議員もいるのではないか。本委員会で一律に判断する必要はないのではないか。

<藤本委員長>

必要と考える議員は「本会議へ持ち込むPC等のネット接続」という議題で改めて提案することを求める。本委員会では本会議について判断しない。本会議を除く会議へ持ち込むPC等のネット接続を認めることとする。

<全員了承>

<休憩 14:20～14:28>

<藤本委員長>

前回委員会で議会基本条例に基づき議会のあるべき姿を議論すると決定した。議論の焦点を明確にするため、議会基本条例第3条（議会の活動原則）に沿って進行する。

条文に規定する「公平性・透明性」について眞継委員の意見を求める。

<眞継委員>

基本条例については前期議員で十分な議論を尽くして制定されたものと認識している。先輩議員の見解を伺いたい。

<藤本委員長>

基本条例制定特別委員であった馬場委員から意見を求める。

<馬場委員>

第3条全体で考えるべき。私見であるが議会の公平性・透明性について、最たるものは委員長をはじめとする議会人事である。今期は共産党議員団に所属する議員が委員長、副委員長に就いていない。この状態は基本条例の運用から著しく欠けていると考える。26人がそれぞれ尊ばれる活動が基本条例の基本的な考え。一人一人の議員の活動が広がれば大きな力になる。

また、意思形成過程に全議員が参加していることが重要。議題について討論等がしっかりなされ、賛否の表明、少数意見の留保を含め市民の前に明らかになっている状態こそ、公平・透明と言える。

積極的な情報公開については、議会からの情報提供とともに、市民から請求があった場合の対応が重要。

詳しくは事務局作成の基本条例解説文に記載されているので参照とされたい。

<藤本委員長>

基本条例解説文に記載されている。委員長等の議会人事の決定過程には公表しない部分も含まれている。

<吉田委員>

公平性の点で、一般質問では平等に時間が割り振られ全議員が行えること。当然ではあるが一人一人に議決権があること。会派でも個人の意見が尊重されることから当選回数等に関わらず公平性は担保されていると考える。

透明性は、会議が全て公開されていることから確保されていると考える。

市民に開かれた議会運営は抽象的な表現であり、場面によって様々な解釈が可能であろう。会議が公開されている、会議日程が広報されている、ネット中継もされている。基本的に議会での議論は公開されている。しかし、市民が求める部分と合致しているかは議論のあるところであろう。市民と意見を交換し、求められる所を把握する必要がある。議会報告会は、議会からの一方的な報告会ではなく市民と語る会と副題を付けた。本委員会から広報広聴委員会に市民の意見を聞けるような仕組みの検討を依頼することもある。

時代に応じて市民に開かれた議会であるための具体手段を検討していくべき。市民からの要望に応えられるよう意見をまとめていかなければならない。

<眞継委員>

議会基本条例に規定されている目的が、具体的取組として実現されていることを確認するのが今日の会議の内容か。

<藤本委員長>

議会の役割、議員の活動をしっかり検証し共通認識した後に、議会の権能をピッチとはたし市民に応えていくために必要となる議員定数、議会の体制まで議論していきたい。しかし、現段階においては具体的な定数、体制の議論はしないで、議会の役割に則ってそういうことがピッチとされているかを議論する。

<堤委員>

公平性・透明性が確保されていない部分はどこか。具体内容を示されれば改善もできる。説明責任を果たしていない部分はどこか。市民からそのような意見が寄せられているのか。基本条例を制定し議会報告会を始め様々な取り組みが進められている。それ以上は議員個人が日々の活動の中で補っていくことではないか。自ら努力すべき。

議会で不足している部分を指摘いただきたい。

<吉田委員>

議員個人の活動ではなく議会としての活動を議論している。

亀岡市議会は基本条例の目的を達成するための具体的な取り組みを「よくやっている」と感じている。公平性・透明性に配慮した議会運営はもちろん、説明責任についても、賛否の理由を明確に説明できる程度まで議論を深めている。

討議など議員個人の資質に関わる部分は除き、一番課題となるのか市民参加の推進である。何を基準に市民参加をはかるのか。市民にとって、議会が自分たちの代表機関であり、自分たちの意見を汲み上げ、行政にものを言っているという意識をどのようにもってもらえるかが大切。

市民参加や意見交換等を具体的に議論すべき。

<酒井委員>

市民に開かれた議会として傍聴意欲を高める努力は十分か、公開している会議録などへの市民の関心度にも注意を払うべき。単なる情報公開ではなく関心を持ってもらえる情報発信が必要。

市民参加では市民の意見をどのように吸収していくか、広聴機能の充実が必要。傍聴や議会報告会への参加を呼び掛けているが、どのような市民を想定しているのか。議会報告会などの開催形態も工夫が必要。様々な手段を用意すべき。例えば市長への手紙と同様に議長への手紙などが考えられる。

<吉田委員>

酒井委員の意見の具体策はどのようなものか。

<酒井委員>

一致できるのであれば、以前提案した情報戦略を検討していきたい。

<中村委員>

議会の活動が市民に見えていない。議会への関心をどう高めるか。議会報告会も広報はしているが参加者が少ない、関心が薄いことの現れ。

本特別委員会の議論も、議員の思いだけで議論が進んでいる。議会改革が市民に十分伝わっていない。個人の努力不足もあろうが、議会全体の課題として考えていくべきこと。議員だけが満足している議会改革になっている。

<藤本委員長>

議会改革ランキングでは上位にランクされているが市民に届いているのかとの提起である。

<吉田委員>

議会運営委員会行政視察での目的別の議会報告会を参考にして検討を。議会報告会での市民意見をどのように反映できたか検証を。市民から見て議会は役に立つ場所である必要がある。議会に意見すれば市民生活が向上すると思ってもらえれば関心も高まる。しかし、そのようなことはなかなか難しく、議会としては採択した請願等の実現等が具体的な取り組みとなろうか。議会ハンドブックなどを作成し広報することも考えられる。

今は何を議論しているのか。

<藤本委員長>

議会が議会基本条例に規定する議会の活動原則に基づき、実際に活動できているのかを議論している。

<吉田委員>

議長の手紙や報告会や請願などの具体的な議会改革案を話してしまっている。

議会のあり方を議論するならば、具体的な議会改革案を出す場ではないような気もするが。

<藤本委員長>

具体的な改革案も出していただきたい。

<堤委員>

市民に議会の役割を理解いただくためには議会全体としての取り組みもあるが、基本となるのが議員個人の努力による部分が多い。議員が個人の活動に最大限力を注ぎ、その集合として議会があるわけである。

報告会の参加が少ない。なぜか。関心のある市民しか参加しない。議会の思いがどうしても届かないものもある。全ての市民が議会に関心を寄せ、高い評価のみをすることは有り得ない。まずは議員個々の課題として捉えるべき。議員は選挙によって市民に託されている。

<酒井委員>

議員個人の努力は当然である。議会全体と考えると、地域民主主義の実現という点で個々の議員を窓口にしなくても組織としての議会が、市民意見の受け皿にな

るべきである。そのためには議会からの働きかけが必要。関心を持ってもらえない、うまくいかない部分があるならば改善を図るべき。一般企業ならば顧客を集める方法を工夫するはず。現に行っている議会の取り組みが市民に届いていないならば根本的にやり方を変えるべき。議会報告会ではない形を考えるべき。

<吉田委員>

市民は顧客ではない。民主主義であるので市民の側にも行動が求められる。この点を市民にわかっていただきたいと考えている。議会の働きかけが有効に作用するような市民層があるのであれば効果的な広報なども考えていきたい。

<眞継委員>

今の議論は後に定数・報酬の議論に繋げる目的で行っていると考えている。定数・報酬の改定により解決しなければならない課題と、定数・報酬に影響されない課題に整理できると思う。

資料として提出されている基本条例の規定を、定数・報酬の議論に繋がる内容に整理、分類していくことが必要と考える。

<藤本委員長>

具体的な改革案が積み重なることによって、必要な議員定数や報酬が理解されていくのではないかと。さらに議論を深めていきたい。

<全員了承>

4 次回の日程及び協議項目について

<藤本委員長>

次回、委員会は10月に開催する。日程は追って連絡する。

<全員了承>

5 その他

なし

散会 ~ 15 : 10